

東北大学医療技術短期大学部 紀要編集委員会規程

- 第1条 東北大学医療技術短期大学部に紀要編集委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 第2条 委員会は研究報告の編集および刊行に関する事項を取り扱う。
- 第3条 委員会は専任教官若干人の委員をもって組織する。
- 第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2. 委員長は委員会を招集し、その議長となる。
- 第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第6条 委員会は協議した重要事項を教授会に報告し、承認を得るものとする。
- 第7条 委員会は、編集幹事（以下「幹事」という。）若干人を置くことができる。
- 第8条 幹事の責任者は委員長とする。
- 第9条 幹事の任期は特に定めない。
- 第10条 この規程の改廃は教授会の承認を得るものとする。

付則

この規程は平成3年9月24日から施行する。

東北大学医療技術短期大学部 紀要編集委員会内規

1. 紀要編集委員の選出
 - 1) 本学専任教授および助教授若干人を委員として選出する。
 - 2) 原則的には各学科より1名を推薦する。
 - 3) 部長は委員として参画する。
2. 編集幹事の選出
編集幹事は各学科より1名を推薦して構成する。
3. 原稿の採否
 - 1) 原則として査読制とする。
 - 2) 査読者は委員会委員とするが、委員会は委員以外の者を推薦できる。
 - 3) 査読者として推薦される者は原則として本学専任の教授、助教授、講師とする。
4. 論文の提出期間
 - 1) 原則として毎年4月1日から4月15日と8月25日から9月10日までとする。
 - 2) 提出先は委員長とする。
5. 刊行期日
原則として毎年7月31日と翌年1月31日とする。
6. 費用負担
 - 1) 印刷費は中央経費として実費相当額をプールする。
 - 2) 諸経費の負担は各巻毎に受益者負担（学科負担）とする。
7. 別冊
無料配布30冊とする。

8. 図・表および写真

- 1) 図を作成した場合は投稿者の実費負担とする。
- 2) カラー写真は原則として受けない。ただし投稿を希望する場合は投稿者の実費負担とする。

付：平成 3年 9月 24日 実施

平成 4年 7月 20日 一部改正

平成 10年 10月 26日 一部改正

東北大学医療技術短期大学部紀要投稿規定

1. 紀要名称

東北大学医療技術短期大学部紀要（英名：Bulletin of College of Medical Sciences, Tohoku University）

2. 発行

原則として年2回とする。

3. 投稿論文

- 1) 東北大学医療技術短期大学部の専任教官が著者または筆頭の共著者であること。
- 2) 本学専任教官の指導または協力による共同研究者（共著者）で編集委員会が協議のうえ認めたもの。
- 3) 紀要編集委員会（以下「委員会」という。）で投稿を依頼したものなどとする。

4. 投稿原稿

和文または英文の原著、事例報告、その他評論、解説、翻訳などで未発表のものとする。総説は依頼原稿を原則とする。

5. 論文の採択

投稿論文の採否は委員会の審査による。

6. 論文提出先

投稿者は委員会の指定する日までに委員会に論文を提出する。

7. 編集

- 1) 初校・再校は、著者校とし、校正での新たな加筆修正は認めない。
校正の返送期日は厳守すること。
- 2) その他掲載順序など編集に関するることは委員会に一任する。
- 3) 論文に関して問題が生じた場合は著者と協議のうえ決定する。

8. 別刷

別刷を希望する場合は、初校の際に必要部数を委員会に申し出る。費用は著者負担とする。

9. 著作権

- 1) 紀要に掲載された論文等の著作権は東北大学医療技術短期大学部が所有する。
- 2) 著者が、その論文等の一部または全部を他へ転載する場合は、本学に許諾を得た上、本学紀要より転載の旨を明記または文献欄等に原著として引用すること。

付：平成 3年 9月 24日 実施

平成 4年 7月 20日 一部改正

平成 14年 9月 17日 一部改正